

特許権	判決年月日	令和３年６月２８日	担当部	知財高裁第３部
	事 件 番 号	令和２年(行ケ)第１００３３号		
○ 発明の名称を「油組成物からの好ましくない成分の除去」とする発明について、 進歩性を欠くものではないなどとして無効審判請求を不成立とした審決の一部を取り消した事例。				

(事件類型) 審決（無効不成立）取消 （結論） 審決一部取消

(関連条文) 特許法２９条２項

(関連する権利番号等) 特許第６０２６６７２号

(審決) 無効２０１７－８０００９３号事件

判 決 要 旨

1 事案の概要等

本件は、発明の名称を「油組成物からの好ましくない成分の除去」とする原告の特許（以下「本件特許」という。）の請求項１ないし１７に係る発明（以下、請求項の番号に従い「本件発明１」等といい、総称して「本件各発明」という。）について、無効審判請求を不成立とする審決（以下「本件審決」という。）がされたことから、原告が、その取消しを求めた事案である。

本件審決の要旨は、本件各発明はいずれも明確性要件、実施可能要件及びサポート要件に係る規定に適合しないということとはできず、また、甲第２号証ないし甲第４号証の各文献に記載された各発明（以下、書証番号に従い、各文献を「甲２文献」等といい、各文献に記載された発明を「甲２発明」等という。）及び周知技術に基づいて当業者が容易に想到し得た事項ではないから進歩性を欠くものではないというものである。

本判決は、本件各発明はいずれも明確性要件、実施可能要件及びサポート要件に係る規定に適合しないということとはできないとした上で、進歩性の有無につき、概要、以下の２及び３のとおり判示し、本件発明７及び１０の進歩性の有無に係る本件審決の判断には誤りがあるとして、本件審決のうち本件発明７及び１０に係る部分を取り消した。

2 本件発明１ないし６，８，９，１１ないし１７について

(1) 相違点４－２（甲２発明に係る相違点）の容易想到性

ア 本件発明１のステップ（ｂ）は、原油組成物を水性流体処理ステップにかけるステップであり、かつ、部分脱酸のステップを含むものである。

そして、証拠によれば、優先日当時、油の精製において、アルカリ精製による脱酸処理（遊離脂肪酸の中和による除去）の前に脱ガム処理を経ること、一般的な脱ガム処理の方法の１つとして、水や水蒸気等の水性流体を油組成物と接触させ、水和したガム質を含む親水性の不純物を油から分離して除去する方法があったことは、いずれも周知の技術であったと認められる。

そうすると、本件発明１のステップ（ｂ）は、水や水蒸気等の水性流体を用いた脱ガム処理を行う際に、一定量の塩基を用いることにより、従来は次の工程で行われていた脱酸処理の一部（部分中和）を併せて行うこととしたものであるといえる。

イ 甲２文献においては、ストリッピング工程において、魚油の混合物中に元々含まれている遊離脂肪酸を内部揮発性作業流体として作用させることにより、１つの処理工程で遊離脂肪酸及び環境汚染物質を共に分離し、効率的に環境汚染物質の量を減少させ得ることが、甲２発明の主要な作用効果である旨が開示されている。

そして、本件発明１のステップ（ｂ）は、ストリッピング工程の前に脱酸処理の一部（部分中和）を行うものであるから、これを甲２発明に組み合わせることは、甲２発明に新たな別の脱酸処理の工程を加えることを意味するところ、このように二度の脱酸処理という構成を採ることは、一度の脱酸処理によって効率的に環境汚染物質の量を減少させることを主要な作用効果とする甲２発明の技術的思想とは合致しない。

そうすると、甲２文献に接した当業者は、本件発明１のステップ（ｂ）の工程を採用することを動機付けられるものではない。

ウ 原告が周知技術として指摘する甲１５文献、甲１８文献及び甲３３文献は、いずれも本件発明１のステップ（ｂ）に係る構成を開示するものとはいえない。

(2) 相違点４－３（甲３発明に係る相違点）の容易想到性

ア 甲３文献には、従来のアルカリ精製には、工程が多く操作が煩雑であることや、加熱による加水分解の発生や脱酸油及びコレステロールの収率が低いといった欠点があったことから、甲３発明においては分子蒸留の方法によって脱酸処理を行うこととしたことが開示されているといえる。

イ そして、本件発明１のステップ（ｂ）は、ストリッピング工程の前に塩基を用いて脱酸処理の一部（部分中和）を行うものであることからすれば、アルカリ精製の欠点を指摘する開示がされている甲３文献に接した当業者は、本件発明１のステップ（ｂ）の工程を採用することを動機付けられるものではない。

(3) 相違点４－４（甲４発明に係る相違点）の容易想到性

ア 甲４文献には、コレステロールを含有しながら、べたつきがなくさらっとした軽い使用感触の、乳化タイプの化粧料を提供することを課題とし、これを解決する方法として、魚油を分子蒸留によって脱酸する方法が開示されている。

イ そして、本件発明１のステップ（ｂ）は、ストリッピング工程の前に塩基を用いて脱酸処理の一部（部分中和）を行うものであるところ、甲４文献において、部分中和を行うことが望ましいことを示唆する記載は見当たらないことからすれば、甲４文献に接した当業者は、本件発明１のステップ（ｂ）の工程を採用することを動機付けられるものではない。

3 本件発明７及び１０について

(1) 相違点 10-2 (甲2発明に係る相違点) の容易想到性

ア 本件発明7のステップ(b)は、原油組成物を実質的に塩基なしで水性流体処理ステップにかけるステップであり、かつ、相分離を改善するために無機塩を水性流体に添加するものである。

そして、前記のとおり、優先日当時、油の精製において、アルカリ精製による脱酸処理の前に脱ガム処理を経ること、一般的な脱ガム処理の方法の1つとして、水や水蒸気等の水性流体を油組成物と接触させ、水和したガム質を含む親水性の不純物を油から分離して除去する方法があったことは、いずれも周知の技術であった。また、証拠によれば、優先日当時、蒸留(物理的精製)による脱酸処理の前に脱ガム処理又は水洗の処理を経ることは、周知であったと認められる上、水や水蒸気等の水性流体を油組成物と接触させた後に分離する処理によってタンパク質性化合物が除去されることも、周知であったと認められる。

そうすると、本件発明7のステップ(b)は、タンパク質性化合物を含む親水性の不純物の少なくとも一部を油から分離させて除去し得る点において、上記の水や水蒸気等の水性流体を用いた脱ガム処理又は水洗の処理と異なるところはないといふべきである。

イ 甲2文献においては、油をストリッピング工程の前に前処理してもよいと記載されている。

そして、ストリッピング処理を行う前に水や水蒸気等の水性流体を用いた脱ガム処理又は水洗の処理を経ることが周知であったことからすれば、甲2発明のストリッピング処理の前に、水や水蒸気等の水性流体を用いた脱ガム処理又は水洗の処理を行い、親水性の不純物の少なくとも一部を油から分離させて除去することを、当業者は当然に動機付けられるものといえる。

ウ 水や水蒸気等の水性流体を用いた脱ガム処理又は水洗の処理においては、水相と油相との界面が十分に解乳化され、水性流体を油から容易に分離することが可能な状態となることが好ましいことは明らかである。

そして、証拠によれば、一般科学においては、従来から、塩化ナトリウム等の塩を解乳化剤として用いることが広く知られていたと認められることからすれば、水や水蒸気等の水性流体を用いた脱ガム処理又は水洗の処理においても、水相と油相との界面を解乳化し、水性流体を油から容易に分離することが可能な状態とするために、塩化ナトリウム等の塩を用いることを、当業者は当然に動機付けられるものといえる。

エ 以上検討したところによれば、甲2文献に接した優先日当時の当業者は、甲2発明のストリッピング処理の前に、水や水蒸気等の水性流体を用いた脱ガム処理又は水洗の処理を行い、親水性の不純物の少なくとも一部を油から分離させて除去すること、その際に、水相と油相との界面を解乳化し、水性流体を油から容易に分離す

ることが可能な状態とするために、塩化ナトリウム等の塩を用いることを、容易に想到することが可能であったといえる。

(2) 相違点 10－3（甲3発明に係る相違点）の容易想到性

当業者は、周知技術である水や水蒸気等の水性流体を用いた脱ガム処理等を、甲3発明の蒸留の工程の前に行うことや、当該脱ガム処理等において、解乳化のために無機塩を用いることを、当然に動機付けられるものといえる。

(3) 相違点 10－4（甲4発明に係る相違点）の容易想到性

当業者は、甲4発明において蒸留の工程の前に行われる水洗の処理（この処理は、水や水蒸気等の水性流体を用いた脱ガム処理と同様の処理である。）において、解乳化のために無機塩を用いることを当然に動機付けられるものといえる。